

特定非営利活動法人 幕別札内スポーツクラブ

総会資料



幕別町札内中央町532-12

会議次第

1. 開会

2. 挨拶 理事長 笠谷 直樹

3. 議案

(1) 2015年度事業報告

(2) 2015年度収支決算報告

(3) 監査報告

(4) 2016年度活動方針

(5) その他

4. 閉会



2015年度事業報告

1. 特定非営利事業の実施に関する事項 →各月活動予定表、HP参照

1) スポーツ活動推進に関する事業

- ① U-12、U-15のサッカーチームの運営
- ② 幼児から中学生まで対象としたスクールの運営
- ③ 幼児から大人までを対象としたサークルの運営
- ④ 多世代を対象とした「スポーツイベント」を開催し、地域社会の発展と健康の推進を図る。
- ⑤ 地域コーディネーター事業（各種委託事業など）

☆ 「幕別町小学校体育授業支援事業」（幕別町委託事業） ※1,927,800円(1,428h)

☆ 「地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト」（文科省委託事業）
※8,881,990円

☆ 「スポーツ振興くじ助成」（日本スポーツ振興センター）
総合型地域SCクラブマネジャー設置事業 ※1,944,000円

☆ 幕別町スポーツ少年団本部事務局

☆ 幕別町スポーツ推進委員（2名）

☆ 総合型クラブネットワーク形成促進

☆ Dream&Smileプロジェクト促進

☆ 各種団体との連携促進

☆ 北海道日本ハムファイターズ幕別後援会事務局



決 算 報 告 書

第 5期

自 2015年 4月 1日

至 2016年 3月31日

特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブ

北海道中川郡幕別町札内中央町532番地12

貸借対照表

特定非営利活動法人幕別札幌内スポーツクラブ
全事業所

[税込] (単位: 円)
2016年 3月31日 現在

《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	977,262		
預金	977,262		
現金・預金 計	977,262		
流動資産合計		977,262	
資産合計			977,262
《負債の部》			
【流動負債】			
流動負債合計		0	
負債合計			0
《正味財産の部》			
前期繰越正味財産		2,164,113	
当期正味財産増減額		△ 1,186,851	
正味財産合計			977,262
負債及び正味財産合計			977,262

財 産 目 録

特定非営利活動法人幕別札幌内スポーツクラブ
全事業所

[税込] (単位: 円)
2016年 3月31日 現在

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	977,262		
現金・預金 計	<u>977,262</u>		
流動資産合計		<u>977,262</u>	
資産合計			977,262
			《負債の部》
【流動負債】			
流動負債合計		<u>0</u>	
負債合計			<u>0</u>
正味財産			<u><u>977,262</u></u>

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人幕別札幌スポーツクラブ

自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月31日

	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
【経常収益】			
【受取会費】			
賛助会員受取会費	14,000		14,000
【受取助成金等】			
受取助成金	109,966		109,966
【事業収益】			
受託事業収益	10,776,319		10,776,319
事業収入	7,877,700		7,877,700
【その他収益】			
受取 利息	131		131
参加費収入	5,224,510		5,224,510
経常収益 計	24,002,626	0	24,002,626
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
人件費計	0	0	0
(その他経費)			
業務委託費	5,277,807		5,277,807
諸 謝 金	1,319,295		1,319,295
会 議 費(事業)	73,148	3,000	76,148
旅費交通費(事業)	3,431,596	2,100	3,433,696
通信運搬費(事業)	174		174
消耗品 費(事業)	2,010,461		2,010,461
支払手数料(事業)	13,230		13,230
雑 費(事業)	122,693		122,693
大会参加費(事業)	1,091,724		1,091,724
登録費(事業)	388,116		388,116
備品	467,910		467,910
その他経費計	14,196,154	5,100	14,201,254
事業費 計	14,196,154	5,100	14,201,254
【管理費】			
(人件費)			
給料 手当	10,036,000		10,036,000
福利厚生費	10,000		10,000
人件費計	10,046,000	0	10,046,000
(その他経費)			
会 議 費	263,112		263,112
旅費交通費	132,049		132,049
車 両 費	168,688		168,688
通信運搬費	153,117		153,117
消耗品 費	292,260		292,260
水道光熱費	87,196		87,196
広告宣伝費	36,650		36,650
保 険 料	257,050		257,050
諸 会 費	38,988		38,988
リース 料	63,504		63,504
租税 公課	1,315,771	33,000	1,348,771
支払手数料	△ 1,937,574		△ 1,937,574
雑 費	38,412		38,412
その他経費計	909,223	33,000	942,223
管理費 計	10,955,223	33,000	10,988,223
経常費用 計	25,151,377	38,100	25,189,477
当期経常増減額	△ 1,148,751	△ 38,100	△ 1,186,851
【経常外収益】			
経常外収益 計	0	0	0

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人幕別札幌内スポーツクラブ

自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月31日

【経常外費用】

経常外費用 計

税引前当期正味財産増減額

当期正味財産増減額

前期繰越正味財産額

次期繰越正味財産額

	0	0	0
	<u>△ 1,148,751</u>	<u>△ 38,100</u>	<u>△ 1,186,851</u>
	<u>△ 1,148,751</u>	<u>△ 38,100</u>	<u>△ 1,186,851</u>
			<u>2,164,113</u>
			<u>977,262</u>

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人幕別札幌内スポーツクラブ
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
賛助会員受取会費	14,000		
【受取助成金等】			
受取助成金	109,966		
【事業収益】			
受託事業収益	10,776,319		
事業収入	7,877,700		
【その他収益】			
受取 利息	131		
参加費収入	5,224,510		
経常収益 計	5,224,510		24,002,626
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
業務委託費	5,277,807		
諸 謝 金	1,319,295		
会 議 費(事業)	76,148		
旅費交通費(事業)	3,433,696		
通信運搬費(事業)	174		
消耗品 費(事業)	2,010,461		
支払手数料(事業)	13,230		
雑 費(事業)	122,693		
大会参加費(事業)	1,091,724		
登録費(事業)	388,116		
備品	467,910		
その他経費計	14,201,254		
事業費 計	14,201,254		14,201,254
【管理費】			
(人件費)			
給料 手当	10,036,000		
福利厚生費	10,000		
人件費計	10,046,000		
(その他経費)			
会 議 費	263,112		
旅費交通費	132,049		
車 両 費	168,688		
通信運搬費	153,117		
消耗品 費	292,260		
水道光熱費	87,196		
広告宣伝費	36,650		
保 險 料	257,050		
諸 会 費	38,988		
リース 料	63,504		
租税 公課	1,348,771		
支払手数料	△ 1,937,574		
雑 費	38,412		
その他経費計	942,223		
管理費 計	10,988,223		10,988,223
経常費用 計	25,189,477		25,189,477
当期経常増減額			△ 1,186,851
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人幕別札幌内スポーツクラブ
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日

税引前当期正味財産増減額	<u>△ 1,186,851</u>
当期正味財産増減額	<u>△ 1,186,851</u>
前期繰越正味財産額	<u>2,164,113</u>
次期繰越正味財産額	<u><u>977,262</u></u>

財務諸表の注記

特定非営利活動法人幕別札幌スポーツクラブ

2016年 3月31日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1). 棚卸資産の評価基準及び評価方法
×××法による×××法
- (2). 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産：×××法
無形固定資産：×××法
- (3). 引当金の計上基準
貸倒引当金：
賞与引当金：
退職給付引当金：
- (4). 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
- (5). ボランティアによる役務の提供
- (6). 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、××方式によっています。

【会計方針の変更】

【事業費の内訳】

事業費の区分は以下の通りです。

[税込] (単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他の事業	合計
	特定非営利事業	(区分不明)	その他の事業	
(人件費)				
人件費計	0	0	0	0
(その他経費)				
業務委託費	5,277,807			5,277,807
諸謝金	1,319,295			1,319,295
会議費(事業)	73,148		3,000	76,148
旅費交通費(事業)	3,431,596		2,100	3,433,696
通信運搬費(事業)	174			174
消耗品費(事業)	2,010,461			2,010,461
支払手数料(事業)	13,230			13,230
雑費(事業)	122,693			122,693
大会参加費(事業)	1,091,724			1,091,724
登録費(事業)	388,116			388,116
備品	89,424	378,486		467,910
その他経費計	13,817,668	378,486	5,100	14,201,254
合計	13,817,668	378,486	5,100	14,201,254

【施設の提供等の物的サービスの受入の内訳】

[税込] (単位：円)

内容	金額	算定方法

【活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳】

[税込] (単位：円)

内容	金額	算定方法

【使途等が制約された寄付等の内訳】

[税込] (単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
合計					

【固定資産の増減内訳】

[税込] (単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(有形固定資産)						
車両運搬具	0	5,836,150	0	5,836,150	△ 1,459,037	4,377,113
什器 備品	0	378,486	0	378,486	△ 75,697	302,789
合計	0	6,214,636	0	6,214,636	△ 1,534,734	4,679,902

【借入金の増減内訳】

[税込] (単位: 円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
合計				

【役員及びその近親者との取引の内容】

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

[税込] (単位: 円)

科目	財務諸表に計上された金額	役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
活動計算書計		

【その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項】

特定非営利活動法人幕別札幌内スポーツクラブ

理事長 笠谷 直樹 殿

2015年度特定非営利活動法人幕別札幌内スポーツクラブ収支決算監査報告

特定非営利活動法人幕別札幌内スポーツクラブの定款第32条により、
2015年度の収支決算について、下記により監査をした結果、経理
簿・収入及び支出調書、預金通帳等、ともに適正に処理されていたので
報告します。

1. 監査日時 2016年6月30日
2. 監査場所 幕別札幌内スポーツクラブ事務所

監事

久保田

智 

2016年度事業方針

地域にゆかりのある人々が、いつでもどこでも誰もが、スポーツに関わる活動への積極的に参画できる環境づくりにつとめる。また、スポーツの普及・振興及び、指導力の向上に関する事業を行い、子どもたちの健全育成及び地域社会の発展と健康・福祉の増進に寄与することを目的に、特定非営利活動法人として引き続き活動します。

1. 特定非営利事業の実施に関する事項 →各月活動予定表、HP参照

1) スポーツ活動推進に関する事業

- ① U-12、U-15のサッカーチームの運営
- ② 幼児から中学生まで対象としたスクールの運営
- ③ 幼児から大人までを対象としたサークルの運営
- ④ 多世代を対象とした「スポーツイベント」を開催し、地域社会の発展と健康の推進を図る。
- ⑤ 地域コーディネーター事業（各種委託・助成事業含む）

☆ 「幕別町小学校体育授業支援事業」（幕別町委託事業） ※ 2,040千円
@1360×1500h

☆ 「池田町内小中学校サポート講師事業」（池田町委託事業） ※ 286千円
@1800×159h

☆ 「池田町放課後子ども教室」（池田町委託事業） ※ 360千円
@8000×45回

☆ 「スポーツ振興くじ助成」（日本スポーツ振興センター）
総合型地域SCクラブマネジャー設置事業【7年目】 ※ 1,944千円

☆ 幕別町スポーツ少年団本部事務局

☆ 幕別町スポーツ推進委員（2名）

☆ 総合型クラブネットワーク形成促進

☆ 北海道日本ハムファイターズ幕別後援会事務局

☆ Dream&Smileプロジェクト促進

☆ 各種団体との連携促進



役員名簿

任期 2016年9月1日～2017年8月31日

No	役職	2015年度	2016年度	備考
1	理事	笠谷 直樹		理事長
2	理事	金子 隆司		
3	理事	高木 美佐子		
4	理事	小川 祥之		
5	理事	小松 正直		
6	理事	山本 鈴菜		
7	理事	上村 篤		
8	理事	渡部 尚樹		
9	理事	新倉 榛名		
10				
11	監事	久保田 智		

【賛助会員様】

- 田村 修一 様
- 肥後 公一 様
- 前崎 卓也 様
- 下川原 久 様
- 広瀬 直也 様

特定非営利活動法人 幕別札内スポーツクラブ 定款

第1章 総則

第1条 (目的)

この法人は、地域にゆかりのある人々が、いつでもどこでも誰もが、スポーツに関わる活動へ積極的に参画できる環境づくりにつとめる。また、スポーツの普及・振興及び、指導力の向上に関する事業を行い、子どもたちの健全育成及び地域社会の発展と健康・福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 幕別札内スポーツクラブと称する。

第3条 (事業)

この法人は特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の別表3、4、11号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① スポーツ活動推進に関する事業
- ② 施設の管理・運営に関する業務
- ③ 前各号の事業に附帯する事業

(2) その他の事業

- ① 物品の斡旋及び販売
- ② 役務の提供

2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第4条 (事務所)

この法人は、事務所を中川郡幕別町に置く。

第2章 会 員

第5条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体

第6条 (加入)

この法人に、会員として加入しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

2. 加入の承認は、理事会が行う。

第7条 (会費)

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、理事会の議決を経て別に定める。

第8条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

第9条（脱退）

この法人を、脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出することにより、任意に脱退することができる。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第12条（役員）

この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち、1名を理事長とする。

3. 理事のうち、副理事長2名以内をおくことができる。

第13条（役員を選任）

役員は、理事会において選出し、総会に報告する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条（役員の職務）

理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従いその職務を代行する。

3. 理事は、業務を執行する。

4. 監事は、法第18条に定める職務を行う。

第15条（役員任期）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第17条 (役員の報酬)

役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、理事会の議決を経て報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第18条 (事務局)

この法人に事務局を設けることができる。

2. 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。
3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

第19条 (種別)

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第20条 (構成)

総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第21条 (権能)

総会は、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 理事会として総会に付議する事項
 - (3) 事業計画
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員その他の役職者の選出及び解任
 - (6) 役員その他の役職者の職務及び報酬
 - (7) 借入金の決定
 - (8) 財産の処分
 - (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第22条 (開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めるとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。
3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第23条 (招集)

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第24条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した構成員の中から選出する。理事会の議長は、理事長が任免する。

第25条（定足数）

会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第26条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条（表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面又は電子メールによる表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第28条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の総数
 - (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

第29条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第30条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

役員名簿

任期 2016年9月1日～2017年8月31日

No	役職	2015年度	2016年度	備考
1	理事	笠谷 直樹		理事長
2	理事	金子 隆司		
3	理事	高木 美佐子		
4	理事	小川 祥之		
5	理事	小松 正直		
6	理事	山本 鈴菜		
7	理事	上村 篤		
8	理事	渡部 尚樹		
9	理事	新倉 榛名		
10				
11	監事	久保田 智		